

「収益認識に関する論点の整理」に対する意見について

**【論点2 質問3(収益の測定)関係】**

・契約が長期間に及び、不確実性が高い契約の場合には、契約の結果の変動性が生じることが想定されることから、履行義務を再測定した方が利用者の意思決定にとって有用な情報を提供できるのではないかと考えており、もしそうであるならば、このようなケースを収益に関する一般原則となる収益認識の会計基準の範囲から除外すべきではないと考える。

・なお、ここで認識される再測定に基づく収益については、「包括利益のもう1つの要素として(※)」、具体的にはその他包括利益に含めて表示することが考えられる。

(※)IASBのDP「顧客との契約における収益認識についての予備的見解」6.16項参照

・また、「権利の測定」について、貨幣の時間価値の影響や信用リスクの影響等の反映方法が検討されているが、設例等を通じたガイダンスをご提供いただきたい。また、実務上の負荷という観点についても十分ご配慮いただきたい。

**【論点 F(収益の総額表示と純額表示)関係】**

・顧客から受け取ることとなる額の総額と純額の観点で検討されているが、長期契約においては、契約における権利および義務を契約開始時に同時に収益および費用として総額表示するという意味での「総額表示」についてもご検討いただきたい。

・例えば一時払養老保険のような長期契約について、提案モデルによる収益認識をすると、満期時まで収益の大部分を認識しない(利益の額には影響しない)ことになると考えられる(※)が、そのような収益の純額表示では、「企業の将来キャッシュ・フロー予測に有用な情報を提供する」(論点整理第96項)ことにはならず、権利および義務を総額表示する方が、利用者の意思決定にとつてより有用な情報を提供するものになると考える。

(※)長期契約における収益認識の例

例として、一時払の20年満期養老保険を考える。

・簡便化のため貨幣の時間価値および付加保険料・事業費は無視する。

・死亡保険金額・満期保険金額を100とする。

・保険料180のうち毎年の年単位の死亡保障保険料相当額を4、満期保険金に相当する保険料は100とする。

・履行義務が充足された時にのみ収益認識するとなると、1契約について平均して、20年間に毎年4ずつ、満期時に100を収益認識することになる。収益の重要な部分を占める満期保険金相当の保険料は、20年後に満期になるまで収益として表示されることはない。

・一方、総額表示では保険料総額180を契約開始時に収益認識し、同時に契約開始年に保険負債 $176(=4 \times 19 + 100)$ を費用認識する。

**【会計基準見直し時の経過措置について】**

- ・保険契約を含む長期契約においては、契約開始時に遡及して取引価格を算出することが困難な場合があるため、経過措置は必須であると考えます。

**【IASB の論点整理への意見について】**

- ・なお、当コメントと加えて、IASB の DP「顧客との契約における収益認識についての予備的見解」に対しては、生命保険協会より6月18日付けでIASBあて意見提出を行っていることから、当該内容を添付いたしますので、ご参照願います。

以上